

日本農業遺産「愛媛・南予の柑橘農業システム」ロゴマーク取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、日本農業遺産に認定された「愛媛・南予の柑橘農業システム」（以下「本システム」という。）及び当該地域を国内外に発信し、その認知度向上及びイメージアップを図るとともに、地域で生産された農産物やその加工品等のブランド化の推進により、地域の活性化及び本システムを次世代へ継承することを目的として、愛媛県南予地域農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）が作成した愛媛・南予の柑橘農業システムのロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、ロゴマークとは、別記のとおりとする。また、南予とは、協議会を構成する宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町及び愛南町の区域をいう。

(権限)

第3条 ロゴマークに関する一切の権限は、協議会が所有する。

(使用手続)

第4条 商品（南予の柑橘農業に由来するものに限る。）や資料、電子媒体など（以下「商品等」という。）にロゴマークを使用しようとする者は、愛媛・南予の柑橘農業システムロゴマーク使用届出書（様式1）を事前に協議会に提出しなければならない。ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 協議会構成機関が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) その他協議会が認めた場合

2 協議会は前項の届出書を受理した場合、愛媛・南予の柑橘農業システムロゴマーク使用届出受理通知書（様式2）をもって通知するものとする。

(使用方法)

第5条 ロゴマークを使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 愛媛・南予の柑橘農業システムロゴマーク使用届出書に記載した届出内容の範囲で使用する。
- (2) 別紙「愛媛・南予の柑橘農業システム ロゴマーク使用ガイドライン」に定める規格及びカラーに従って適正に使用する。
- (3) 前条第2項により届出書が受理された商品等の完成品（完成品の提出が困難なものについては、その写真等）を速やかに協議会に提出すること。
- (4) ロゴマークを使用した商品等の使用に当たり、事故等が発生しないよう十分に配慮すること。
- (5) ロゴマーク並びにロゴマークを含むデザイン等について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。
- (6) 権利を第三者に譲渡、貸し出し、又は担保に供してはならない。

(7) その他協議会が指示する事項を遵守すること。

(使用基準)

第6条 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を認めないものとする。

- (1) 本システムの趣旨に反する又は価値を損なうおそれがある場合
- (2) 南予の柑橘農業との関連性がないものと認められる場合
- (3) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) 使用者又は使用者の理事等若しくは経営に実質的に参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2項第3号に規定する暴力団員等を含む。）である場合
- (6) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、第1条の目的に反していると協議会が認めた場合

(使用の差止め)

第7条 使用者がこの要領に違反したとき、又は協議会が不相当と認めたときは、ロゴマークの使用を差し止めることができる。

(使用状況及び使用実績の確認)

第8条 協議会は、必要があると認めた場合には、ロゴマークの使用状況及び使用実績の確認調査を実施することとし、その際、使用者は誠実にこれに応じなければならない。

(使用期限)

第9条 ロゴマークの使用期限は、第4条第2項の受理通知書に記載の使用期間内（原則として3か年以内）とし、使用期間満了後に引き続き使用する場合は、使用期間が満了するまでに、再度、届け出をしなければならない。

(変更又は中止)

第10条 届け出に基づく内容に変更がある場合又は使用を中止する場合は、愛媛・南予の柑橘農業システムロゴマーク使用変更（中止）届出書（様式3）を協議会に提出しなければならない。

(損失補償等の責任)

第10条 協議会は、ロゴマークの使用に係る損失の補償等について、一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項及びこの要領に関して生じた疑義については、協議会と使用者が協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年10月10日から施行する。

別記：メインビジュアル



愛媛・南予の柑橘農業システム ロゴマーク使用ガイドライン

ロゴマークの拡大及び縮小を行う場合は、縦横同比率とすること。また、ロゴマークと他のキャラクター等を併用したり、ロゴマークの上に文字を置く、文字を変更するなどの加工をして使用しないこと。

●表示色



◇色指定 (ai データの場合)

オレンジ (C 0% M70% Y100% K0%)

ブラック (C 0% M0% Y0% K100%)

●セーフティスペース (余白)

ロゴマークの周辺には、マーク直径の 1/10 以上のセーフティスペースを用いること。

様式 1

愛媛・南予の柑橘農業システムロゴマーク使用届出書

年 月 日

愛媛県南予地域農業遺産推進協議会
会 長 様

所在地（住所）

氏名（法人にあっては名称及び代表者氏名）

㊟

愛媛・南予の柑橘農業システムロゴマークの使用について、以下のとおり届け出ます。

使用目的 (趣旨)		
使用内容 (使用する商品等の概要)		
南予・柑橘農業 関連性又は由来		
製作数		
※使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
その他特記事項		
担当者連絡先	所属	
	役職・氏名	
	連絡先	TEL : FAX : e-mail :

※ 使用期間は、原則として3か年以内とし、3か年を超える期間とする場合は、その理由をその他特記事項に記載のこと。

※ 使用する商品等のイメージ図等がある場合は添付のこと。

様式 2

愛媛・南予の柑橘農業システムロゴマーク使用届出受理通知書

第 号
年 月 日

様

愛媛県南予地域農業遺産推進協議会長 印

年 月 日付で届け出のあった、愛媛・南予の柑橘農業システムロゴマークの使用について、次のとおり受理します。

なお、使用に当たっては、以下の附帯事項を遵守してください。

受理番号	
使用内容 (製作数・種類等)	
使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
条件	

【附帯事項】

- (1) 受理された内容により使用すること。
- (2) 受理に際して条件を付された場合は、それに従うこと。
- (3) 受理された商品等の完成品を速やかに協議会に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と協議会が判断するものについては、その写真をもって代えることができる。
- (4) 協議会からロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。

様式 3

愛媛・南予の柑橘農業システムロゴマーク使用変更（中止）届出書

年 月 日

愛媛県南予地域農業遺産推進協議会
会 長 様

所在地（住所）

氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）

㊟

年 月 日付け 号で受理通知を受けた内容について、下記のとおり変更（使用を中止）したいので、届け出ます。

受理番号		
変更（中止）内容		
変更（中止）理由		
※変更（中止）年月日	年 月 日（予定）	
備 考		
担当者連絡先	所属	
	役職・氏名	
	連絡先	TEL : FAX : e-mail :

※変更（中止）年月日が確定の場合は、（予定）を削除のこと。

【添付書類】

- (1) ロゴマーク使用届出受理通知書（写し）
- (2) その他協議会が必要とする書類